

事業計画書

2019年度

社会福祉法人原町成年寮

Craft (クラフト)

1. 事業目的

- (1) 一歩踏み出すきっかけを提供し、どんな出来事も大切な経験として積み重ねながら、ありのままの姿の自分を受け入れる事ができる支援を目指す。
- (2) 生産活動の拡充を図り、様々な利用者ニーズに対応できる、魅力ある事業所を目指す。
- (3) 一般企業就労への積極的な取り組みを利用者の個性や能力に応じ、段階的に支援する。

2. 事業方針

- (1) 利用者支援内容の充実と向上を図る。
- (2) 生産活動に伴う工賃額向上に努める。
- (3) 関係機関との連携をとり一般企業就労支援の充実を図る。
- (4) 喫茶事業や施設祭等を通して、地域活動への積極的参加に努める。
- (5) 併設する葛飾通勤寮及び、グループホームと連携し「自立と地域生活」を目標に必要な支援を行う。

3. 利用者支援重点目標

「今」の気持ちに気づき認め、自己肯定感を高めながら夢や目標に向かっていけるよう支援する。喫茶・パン製造・清掃の活動を通し、社会とつながり働く目的を見つけ、やりがいや生きがいを体験として実感できる環境づくりに努める。

4. 生産活動

ベーカリーカフェ Viser Polaire (ヴィゼポレール) の運営と清掃を生産活動の軸とする。

(営業日及び営業時間)

- (1) 営業日 火・水・木・金・土(日・月・祝日定休) ※場合により営業

(2) 営業時間

①喫茶

喫茶店名：Viser Polaire (ヴィゼ ポレール)

営業時間：11：00～16：30

②利用者勤務時間(サービス提供時間)

パン製造 9：00～16：00

喫茶 10：00～17：00

清掃 9：00～16：00

5. 工賃会計

年間売上目標 1300 万円

目標支払い工賃 年間 156,000 円/1 人 (月 12,000 円/1 人)

(1) 喫茶販売グループ

①目標

年間売上目標 1200 万円

(内訳：パン 1044 万円 喫茶 156 万円)

- ・お客様との交流や日々の作業を通して、協調性や表現力を高める。利用者が積極的かつ主体的に作業ができるように、利用者一人一人の特性を生かした作業提供を行う。
- ・利用者、職員と共にリピーターを増やすために、お客様の購入傾向の分析、イートインメニューの充実、店舗イベントの開催、接客スキル向上に努め、来客者増を目指す。
- ・広報では SNS やチラシ配布にて新商品パンやドリンクの宣伝を行い、集客や売上につなげる。
- ・地域のイベントや販売会に積極的に参加し、Viser Polaire を知ってもらう為の営業活動を行う。
- ・イートインメニューの充実を図り、お客様に「くつろぎの空間と時間」を提供し地域コミュニティの場として来客数増を目指す。

②作業内容

堀口珈琲監修のもと、商品に関する技術や知識の習得を行い、商品の品質の安定や向上を図る。

開店準備、接客 (パン・飲み物販売、お客様受入・ご案内、商品運搬、片付け等)、店舗清掃、商品包装 (外部注文・SBB)

(2) パン製造グループ

①目標

- ・季節に合わせた商品開発
- ・品質の高いパンを提供するために、一人ひとりが力を発揮し協力し合う。
自主的に作業を行えるよう工夫し、活躍の場を作ることで達成感や充実感を得られるよう働きかける。その中で体力や集中力を身につける。

②作業内容

「シニフィアンシニフィエ」S氏の監修のもと、パンの品質安定・向上、管理を行う。新商品開発、衛生保持、利益率向上。

パン製造、清掃、洗い物、配達

(3) 清掃グループ

①目標

年間売上目標 100 万円

毎日の清掃を決められた時間の中で丁寧に行う。清掃活動を通して自身の目標に取り組み、物を大事に扱う意識を育てる。清掃の質を上げ、受注活動として収益を上げる。

②作業内容

清掃（店舗、事業所、葛飾通勤寮、地域施設等）

軽作業（民間・行政等の請負作業）

6. 行事計画

- ・ 4 月
- ・ 5 月 Viser Polaire 二周年
- ・ 6 月 Craft 外出行事
- ・ 7 月
- ・ 8 月 東堀切町会『親子ふれあい祭り』
- ・ 9 月 氷川神社例大祭
- ・ 10 月 防災に関する行事
- ・ 11 月 第 3 回かつくら祭
- ・ 12 月 通勤寮合同納会
Craft 納会
- ・ 1 月
- ・ 2 月 Craft 外出行事
- ・ 3 月

※利用者向け各種講座、一般企業就労支援行事は適宜実施

7. 一般企業就労支援

(1) 事業所での活動で就労へ向け個人の課題に取り組み、就労がゴールではなく、就労を継続していく力を身に付けられる様にする。

(2) 事業所での活動からのステップとして、法人他事業所での実習、企業実習、各種

訓練プログラムの活用、ハローワーク等を活用した求人情報の収集を行う。
また、全体の活動として就労関係講座の開催、一般企業就労支援行事の開催を行う。
就労後の定着支援として、家庭、葛飾通勤寮・GH、各関係機関と連携し職場訪問を実施する。

8. 生活支援

- (1) 食生活に関する必要な支援
- (2) 社会マナー等の習得に関する支援
例：返事や挨拶、報告連絡相談の重要性、仕事をする上での正しい言葉遣いや身だしなみを整えるなど
- (3) その他日常生活上、必要な支援（健康保持、心理的安定、環境の把握など）

9. 健康管理

家庭、葛飾通勤寮、GHと連携を随時取り、健康管理と疾病予防に努める。

- (1) 年1回の健康診断
- (2) 服薬管理
- (3) 利用者向けの健康講座の開催

10. 家族との連携

定期的に、家族と話ができる時間を設定する。必要に応じて、家庭訪問、個別面談を行う。「事後対応型」から「意見聴取型」へ、「意見聴取型」から「家族参加型」への進展を図る。

必要に応じて行政との連携も交え、適正かつ円滑な利用者支援協力を得る。

11. 管理運営

職員会議	月1回：全職員
主任会議	適時
管理者会議	月1回

12. 防災計画

- (1) 利用者、職員が非常時にスムーズに避難、お客様誘導が出来る様に普段から防災意識を高める。
- (2) 年2回の避難訓練、年1回の防災に関する行事を実施する。
適宜防災意識を高める為の講座を開催する。
- (3) 常時から葛飾通勤寮と連携し、担当者と防災に関する話し合いを適宜行う。また

非常時に備え、葛飾通勤寮・Craft で共有出来る利用者、職員の名簿を作成する。

13. 研修計画

- ・ 7月 全国施設長研修 (2日間)
- ・ 9月 食品の適正表示推進者育成講習会
- ・ 10月 工賃アップセミナー研修
- ・ 11月 チームリーダー研修
チームワーク及びコミュニケーション向上研修
- ・ 12月 就業支援実践研修
苦情・クレーム対応研修
- ・ 1月 コーチング研修
- ・ 発達障害者相談支援研修 (計6回)
- ・ 喫茶実務研修 (1週間程度)
- ・ 製パン実務研修 (3日間程度)

14. その他計画

(1) 差別解消法と合理的配慮

差別解消法により、合理的配慮が事業所の努力義務となった。厚労省から交付されている福祉事業者向けガイドラインを参考とする。

(2) 権利擁護と虐待防止

利用者の権利擁護と虐待を防止するため、定期的な研修を行いつつ注意喚起を促し、虐待防止に努める。

(3) 安全体制

インフルエンザ、ノロウイルス等の感染症予防に関する注意喚起を行う。

(4) 苦情処理対応

必要な場合、苦情解決第三者委員による面談等、解決に向けて関係者での討議をしていく。

(5) 個人情報の保護・適正管理・情報提供

- ・ 第三者評価の実施
- ・ 個人情報保護規定及び情報公開・開示規定に基づき、個人情報について適切に取り扱う。

15. Craft（クラフト）利用者活動スケジュール

活動日：火・水・木・金・土（日・月曜日・祝日定休）※休日出勤の場合もあり

	喫茶グループ	パン製造グループ	清掃グループ
9：00		朝礼・活動開始 パン製造作業	朝礼・活動開始 喫茶店舗開店準備
10：00	朝礼・活動開始 喫茶店舗開店 店舗運営・接客業務		クラフト・葛飾通勤寮内 清掃
11：00	昼食・休憩 (グループ内にて交代 で休憩 11:00～14:00)	昼食・休憩 (グループ内にて交代 で休憩 12:00～13:00)	昼食・休憩 (12：00～13：00)
13：00			
15：50		パン製造厨房 清掃・片付け 翌日作業準備 終礼	翌日作業準備・終礼
16：00		活動終了	活動終了
16：30	喫茶店舗閉店 店舗清掃・片付け		
16：50	終礼		
17：00	活動終了		